三　次のイからハまでに掲げる要件に該当する債務処理に関する計画（以下この条において「清算計画」という。）を作成して債務処理を行う手続（当該清算計画が当該要件に該当することにつき、当該清算計画に係る当事者以外の者である確認適格者により、書面による確認が行われる場合に限る。）第三項の規定に従って策定されていること。

イ　債務者の有する資産及び負債につき、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、処分価格により資産及び負債の価額の評定（以下この号及び次条第一項において「資産評定」という。）が行われ、当該資産評定による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成されていること。

ロ　債務者の有する資産及び負債の価額等に基づいて債務者に対して債務の免除をする金額が定められていること。

ハ　ロの貸借対照表における資産及び負債の価額等に基づいて債務者に対して債務の免除をする金額が定められていること。

2　前項第三号に規定する確認適格者とは、清算計画に係る債務者である国内に本店又は主たる事務所を有する法人、その役員及び株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいい、株主等となると見込まれる者を含む。）並びに債権者以外の者で、当該清算計画に係る債務処理について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められるもの（当該者が三人以上（当該法人の借入金その他の債務で利子の支払の基因となるものの額が十億円に満たない場合には、二人以上）選任される場合の当該者に限る。）をいう。

3　清算計画を作成して債務処理を行う債務者（以下この項において「債務者」という。）は、次の各号に定めるところにより清算計画を策定するものとする。

一　過大な債務を負っていることにより財務の状況が悪化しているため、事業の継続が困難となっている債務者は、地方公共団体（当該債務者の借入金について損失補償を行っている地方公共団体又は当該債務者に貸付金の貸付を行っている地方公共団体に限る。以下この項において同じ。）に対してその旨を申し出るものとする。

二　前号の規定による申出を受けた地方公共団体は、債務者が破産手続又は特別清算手続により清算するとした場合に当該債務者の資産の公益的機能の維持が困難となるおそれがある等これらの手続によらないで清算する公益上の必要があるときは、その旨を当該債務者に通知するものとする。

三　前号の規定による通知を受けた債務者は、清算計画の案を策定するものとする。

四　前号の清算計画の案は、次に掲げる事項を含むものとする。

イ　事業の継続が困難になった原因

ロ　第一項第三号ロの貸借対照表における資産及び負債の価額等に基づいて、すべての債権者がその債権額の割合により弁済を受けるとした場合における各債権者の弁済を受けることができる額（ただし、少額の債権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、当該割合にかかわらず算定した額）

ハ　ロの額を基礎として、債務者の借入金について損失補償を行っている地方公共団体が債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある額

ニ　資産の公益的機能の維持等のために必要な措置

ホ　解散及び清算に関する計画

ヘ　ホを実施するため必要な債務者に対する債務の免除

五　前号ホの解散及び清算に関する計画は、同号ロ及びハの額を基礎として、地方公共団体及び債権者にとって合理的なものとなるように策定するものとする。

六　清算計画は、債権者（第四号ヘの債務の免除をすることが見込まれる者に限る。）全員の書面による合意の意思表示によって決定されるものとする。

附則第二条の八第一項第三号中「資産及び負債の価額の評定（以下この号及び次号において「資産評定」という。）」を「資産評定」に改め、同項第四号イ⑵中「債務の免除」を「債務免除等（債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生ずることが見込まれる場合の当該現物出資による移転に限る。）をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同号ハ中「債務の免除」を「債務免除等」に改め、同条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　再建計画に係る債務者に対し株式会社企業再生支援機構（平成二十一年法律第六十三号）第二十四条第一項に規定する再生支援をする株式会社企業再生支援機構

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　　示

○法務省告示第五百九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年七月六日法務省告示第二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十一日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

有限会社ホームドライアサヒ	広島県広島市安佐北区可部八丁目十六番六号	クリーニング

○法務省告示第五百九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十八年十二月二十八日法務省告示第六百七号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十一日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十八年十二月二十八日」を「平成二十一年十二月二十八日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十一年十二月二十八日から施行する。

○法務省告示第五百九十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年十二月二十一日

法務大臣　千葉　景子

住所　東京都墨田区錦糸４丁目５番７号
　呉奕　昭和43年８月21日生

住所　神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目８番29号
　グェン・エリカ　平成19年４月29日生

住所　東京都大田区千鳥２丁目34番15号
　馬永傑　昭和51年６月26日生

住所　兵庫県明石市大久保町大窪679番地
　陸紅芳　昭和46年12月24日生

住所　東京都調布市調布ケ丘３丁目14番地２
　李勇　昭和43年９月16日生

冷学萍　昭和48年９月６日生

李晨輝　平成17年４月１日生

住所　東京都墨田区江東橋４丁目５番７―1203号
　楊将　平成５年３月18日生

住所　神奈川県大和市下鶴間3815番地14
　楊海園　昭和46年２月７日生

李美花　昭和46年８月28日生

楊心明　平成12年12月15日生

楊明昭　平成18年７月６日生

住所　長野県飯田市時又127番地155
　張楽　昭和52年５月16日生

住所　京都市左京区一乗寺南大丸町１番地１
　林仁薫　昭和27年３月１日生

林聖芬　昭和31年11月21日生

林英理　昭和62年４月12日生

林英治　平成３年１月20日生

林英美　平成５年１月24日生

住所　大阪市港区夕凪２丁目18番64―503号
　孔嵐艶　昭和50年12月１日生

住所　愛知県豊田市四郷町天道45番地257
　朴織女　昭和49年７月７日生

住所　福岡市東区香椎照葉１丁目５番45号
　苗林　昭和48年７月５日生

住所　東京都荒川区西日暮里２丁目40番２号
　高正峰　昭和36年12月26日生

洪明子　昭和39年12月６日生

高智弘　平成２年３月10日生

高充弘　平成４年１月20日生

高宣弘　平成６年３月29日生

住所　堺市中区深井沢町3353番地
　高飛　昭和55年２月15日生

住所　大阪市天王寺区生玉町12番１―903号
　劉義　昭和49年10月４日生

劉星辰　平成９年５月６日生

住所　埼玉県深谷市上柴町西５丁目１番地９
　徐李娜　昭和57年11月３日生

住所　千葉県柏市東３丁目２番24号
　高秀行　昭和46年４月５日生